

1840

海軍公報

(部内限) 第二千八百八十二號

昭和十三年四月九日(土)

海軍大臣官房

○令達

官房機密第一七〇三號

昭和十七年三月二十八日

表申第二海軍軍用郵便所ノ欄「特務艦朝日」ヲ「第三
艦隊ノ一艦」ニ、「所員専任 四人判任」ヲ「所員専任
三人判任」ニ改メ同表備考ヲ左ノ通改ム

上海海軍特別陸戦隊ヨリ南京方面ニ派遣セラレタル部
隊ノ給與及其ノ他ノ経費支拂ハ同隊附主計科士官ヲシ
之ヲ掌理セシム

昭和十三年四月一日

海軍大臣

官房機密第一八七四號

昭和二十一年三月五日

臨時軍事費整理規程別冊ノ通改正ス但シ別冊ハ海軍省
經理局長ヲシテ所要ノ向ヘ配付セシム

官房機密第一八七四號
臨時軍事費整理規程別冊ノ通改正ス但シ別冊ハ海軍省
經理局長ヲシテ所要ノ向ヘ配付セシム

二、所屬長官ハ必要ニ應シ設置所以外ノ部下艦船部隊
ニ職員ノ一部ヲ派出シ軍事郵便事務ヲ取扱ハシムル
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ第一派出所、第二派
出所等ト稱ス
派出所ヲ設置シタル場合及派出所ヲ移動シタル場合
ハ其ノ設置艦船部隊名ヲ海軍大臣ニ報告スベシ

(参照) 昭和十二年官房第四四九六號ハ海軍軍用郵便所
設置ノ件ナリ(昭和十二年九月一日海軍公報)

官房第一八一七號

(参照) 昭和十二年官房第四四九六號ハ海軍軍用郵便所
設置ノ件ナリ(昭和十二年九月一日海軍公報)

昭和十二年官房第四四九六號中左ノ通改正ス
昭和十三年四月八日

海軍大臣

昭和十二年官房第四四九六號中左ノ通改正シ昭和十三
年四月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

海軍公報(部内限) 第二千八百八十二號 昭和十三年四月九日

三七五

1841

海軍公報(部内限)第二千八百八十二號 昭和十三年四月八日

昭和十三年四月九日

三七六

昭和十三年四月八日 海軍大臣

昭和十三年四月八日 海軍大臣

海軍大臣

第一類海軍燃料廠ノ項中「(鑄業部ヲ除ク)」ニ、吳、佐世保、佐伯、大村、鹿屋、木更津及鎮海海軍航空隊並ニ其ノ附屬艦船ノ項中「及鎮海海軍航空隊」ヲ、「鎮海及高雄海軍航空隊」ニ改メ吳及佐世保海軍工務部ノ項ノ下ニ「(吳海軍港務部德山支部共)」ヲ加フ

第二類中「札幌、大阪、金澤及高松地方海軍人事部」

ヲ「札幌、仙臺、大阪、金澤、高松及鹿兒島地方海軍人事部」ニ、海軍燃料廠ノ項中「(鑄業部ノミ)」ヲ

「(鑄業部及實驗部ノミ)」ニ改メ「同 海軍建築部」ノ下ニ「(大湊出張所共)」ヲ加フ

同類在役艦船ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

掃海艇ニシテ學校航空隊等ノ練習用ニ充テラレ現ニ

練習ノ用務ニ從事スルモノ

備考第二號中「(新兵共)」ノ下ニ「及專ラ海軍共濟組ノ規定ニ該當スルモノ」ヲ加フ

官房第一八一八號

昭和十二年官房第六五四四號ハ昭和十三年四月一日以

後之ヲ廢止ス

海軍主計大尉

吉田文平

上海海軍特別陸戰隊ヨリ南京方面ニ派遣セラレタル
部隊ニ要スル經費支拂ノ爲支那方面艦隊經費分任出
納官吏ヲ命ス(同海軍省經理局支出官)

(參照)

昭和十二年官房第六五四四號ハ海軍燃料廠實驗
部(假稱)建設委員等ニ幫伴支給ノ件ナリ

○辭令

上海海軍特別陸戰隊

吉田文平

上海海軍特別陸戰隊ヨリ南京方面ニ派遣セラレタル
部隊ニ要スル經費支拂ノ爲支那方面艦隊經費分任出
納官吏ヲ命ス(同海軍省經理局支出官)

兼第一課勤務ヲ免ス

海軍中佐 朝比奈秀雄

總務課勤務ヲ命ス

上田泰彥

海軍技師 和田林藏

同 宮原宜

第三課勤務ヲ免シ第一課勤務ヲ命ス

第二課兼第四課第一課勤務ヲ免シ第四課兼第一課第

二課勤務ヲ命ス

同 宮本新之助

1842

兼總務課勤務ヲ命ス
兼副官附ヲ免ス

海軍兵曹長木村秀次郎
海軍書記村田雄次郎

副官附ヲ免シ總務課勤務ヲ命ス

海軍技手秀島政
海軍兵曹長木村秀次郎

第三課兼第一課勤務ヲ免シ第一課勤務ヲ命ス

秋元藤一

渡邊威之助

○司令水雷艇變更
第十一水雷隊司令ハ四月二日司令水雷艇ヲ雉ヨリ雁ニ
變更セリ

○郵便物發送先
軍艦奉日宛

自今

横須賀

特務艦膠州宛

○正誤(香)
自四月十二日至十月九日ニ到達見込ノモノハ

神奈川郵便局氣付

(各通)

平賀三郎

宇野直一

坪井當悟

脇屋俊三

飯島審太郎

福島長次郎

鍾田喜三郎

遠藤龟久

馬淵茂夫

伊藤勝哉

草深親之助

○儀裝員事務所事務開始
第五十二號驅潛艇儀裝員事務所ヲ鶴見製鐵造船株式會社鶴見工場内ニ設置一時閉鎖中ノ處四月三日ヨリ事務ヲ開始セリ

○正誤(香)

四月七日辭令欄三六四頁上段海軍少佐島忠三郎ノ次行

=「海軍航空豫備學生採用試驗委員ヲ命ス」ノ一行ヲ

脱ス

部内限

(昭和十三年四月八日官房機密第二八七四號別冊)

臨時軍事費整理規程

1843

臨時軍事費整理規程

第一條 臨時軍事費ヲ以テ經費ヲ支辨スベキ各部左ノ通指定ス

一 特設艦船部隊

二 木更津海軍航空隊、鹿屋海軍航空隊、霞ヶ浦海軍航空隊、横須賀海軍航空隊

三 第三、第四、第五艦隊ノ艦船部隊、支那方面艦隊附屬艦船部隊、事變ノ爲特ニ派遣セラル艦船部隊

四 前各號以外ノ關係各廳

第二條 前條ニ指定ノ各部ニ要スル經費中左ノ各號ニ該當スルモノヲ臨時軍事費支辨ト

ス

一 傅 紿

(一) 特設艦船部隊、木更津海軍航空隊本隊及鹿屋海軍航空隊本隊ノ職員ノ在勤加俸

1844

又ハ航海加俸

(二) 支那方面艦隊司令部、第三艦隊ノ艦船部隊及支那方面艦隊附屬艦船部隊ノ職員ノ俸給、在勤加俸、航海加俸、航空加俸、特別加俸並ニ職務加俸

(三) 第四、第五艦隊ノ艦船乗員ノ航海加俸

(四) 事變ノ爲特ニ派遣セラルル艦船乗員ノ航海加俸但シ支辨期間ハ本邦最終港灣出港ノ日ヨリ任務終了本邦港灣ニ歸着（一時歸着ヲ除ク）ノ日迄トス

(五) 被召集員、服役延期者、海軍軍用郵便所通信吏員及海軍通譯ノ俸給、在勤加俸、航海加俸、航空加俸並ニ特別加俸

(六) 海軍練習航空隊タル霞ヶ浦及横須賀海軍航空隊ニ勤務ノ左記人員ニ對スル俸給、航空加俸並ニ特別加俸

1846

軍醫科尉官	主計科尉官
兵科特務士官、准士官	航空科特務士官、准士官
整備科特務士官、准士官	機關科特務士官、准士官
看護科特務士官、准士官	看護科特務士官、准士官
曹曹曹曹曹	曹曹曹曹曹
兵兵兵兵兵	兵兵兵兵兵
航空整備關護看	機械兵
二三五八〇四二一二六七一十一	二三〇三三一〇五〇一一四〇二三五一一
六六五六七八四三二六六〇二六一一	

1847

四

		合											
		計				護		關		備		空	
		兵	士	官	特務士官、准士官	計	兵	兵	兵	兵	兵	兵	曹
五		七四一	二八九	一九	一九	一〇六八	三〇	二二	九〇	二〇	四四〇	五〇	一〇
		五〇七	三三四	三四	二七	七九二	三五	九	七七	一	三四六	四〇	二三
		一三四八	五一三	五三	四六	一八六〇	六五	二〇	一六七	一三〇	七八六	九〇	三三

1848

前記人員ノ臨時軍事費支辨期間ハ前勤務廳退廳ノ翌日ヨリ霞ヶ浦又ハ横須賀海軍
航空隊退隊ノ日迄トス

(七) 海軍練習航空隊タル霞ヶ浦及横須賀海軍航空隊三入隊ノ左記練習生ノ俸給、航
空加俸及特別加俸

イ 霞ヶ浦海軍航空隊

操縦練習生

第一期(甲種)、第七期(乙種)、第四十三期、第四十四期、第四十五期、

第四十六期、第四十七期

普通科整備術練習生

第四十五期、第四十六期、第四十八期、第四十九期

横須賀海軍航空隊

偵察練習生

1849

第一期（甲種）、第七期（乙種）、第四十期、第四十一期、第四十二期、第

四十三期、第四十四期、第四十五期

高等科及普通科航空兵器術練習生

第六期、第七期、第八期、第九期

高等科及普通科整備術練習生

第三十三期、第三十四期、第三十五期、第三十六期、第四十七期、第五十
期

前記練習生ノ臨時軍事費支辨期間ハ航空兵器術練習生及整備術練習生ニ在リテ
ハ前廳退廳ノ翌日ヨリ、操縦、偵察練習生ニ在リテハ採用確定シ前廳退廳ノ手
續ヲ爲シタル翌日ヨリ霞ヶ浦及横須賀海軍航空隊退隊ノ日迄トス

(八) 特命ニ依ル軍人軍屬ノ俸給、駐在員加俸、在勤加俸、外國在勤者妻加俸、航海
加俸及特別加俸

(九) 明治二十七年勅令第百三十六號及昭和十二年勅令第四百三十五號ニ依ル増俸

一 麼 費

- (一) 特命ニ依ル通信費、備品費、圖書及印刷費、筆紙墨文具、消耗品及運搬費
- (二) 召集ニ要スル郵便電信料

三 雜給及雜費

- (一) 特設艦船部隊、木更津海軍航空隊本隊及鹿屋海軍航空隊本隊ヨリノ赴任旅費、

- (二) 転勤轉乘旅費並ニ同上ヘノ赴任旅費、轉勤轉乘旅費
- (三) 第三、第四、第五艦隊ノ艦船部隊及支那方面艦隊附屬艦船部隊ヨリノ赴任旅費、
轉勤轉乘旅費並ニ同上ヘノ赴任旅費、轉勤轉乘旅費
- (四) 奉給臨時軍事費支辨ノ者ノ旅費、労働手當、武裝手當及外宿手當
霞ヶ浦及横須賀海軍航空隊勤務ノ者ニシテ奉給臨時軍事費支辨ノモノノ赴任旅
費、轉勤轉乘旅費及出張旅費（霞ヶ浦及横須賀海軍航空隊ヨリノ赴任旅費、轉勤
轉乘旅費ヲ含ミ同上ヘノ赴任旅費、轉勤轉乘旅費及操縦、偵察練習生採用豫定者
ノ出張旅費ヲ含マズ）
- (五) 遣船、遣兵及營繕關係職員ニシテ奉給臨時軍事費支辨ノモノノ赴任旅費、轉勤
轉乘旅費（奉給臨時軍事費支辨タリシモノノ赴任旅費、轉勤轉乘旅費ヲ含ミ奉給
臨時軍事費支辨ト爲ルベキモノノ赴任旅費、轉勤轉乘旅費ヲ含マズ）
- (六) 臨時使用スル囁託員、雇員及傭人ノ報酬金、給料並ニ特ニ要スル給與等

(七) 召集ニ要スル更員旅費及使丁賃
 (八) 特ニ要スル宿舍手當及雜費
 (九) 明治二十七年勅令第百三十六號及昭和十二年勅令第四百三十五號ニ依ル手當金
 及増給

(一) 俘虜給養規程第六條及昭和十二年官房機密第三八三六號ニ依リ要スル分

(二) 特命ニ依ル雜給及雜費

四 衣 糧 費

- (一) 特命ニ依ル糧食費、被服費及雜費
- (二) 服役延期者タル下士官及兵ニ要スル被服費

(三) 支那方面艦隊司令部、第三艦隊ノ艦船部隊及支那方面艦隊附屬艦船部隊ニ要ス
ル食料

俸給臨時軍時費支辨ノ者ノ食料

明治二十七年勅令第百三十六號ニ依ル食料

俘虜給養規程第二條及第三條ニ依リ要スル分

(七) 特ニ要スル食料

五 造船造兵及修理費

特命ニ依ル分

六 患者費

二三

- (一) 特設艦船部隊、木更津海軍航空隊本隊及鹿屋海軍航空隊本隊ニ要スル療用品
費、薬剤費、傳染病豫防及消毒諸費並ニ依託患者費
- (二) 第三、第四、第五艦隊ノ艦船部隊及支那方面艦隊附屬艦船部隊ニ要スル療用品
費、薬剤費、傳染病豫防及消毒諸費並ニ依託患者費
- (三) 事變ノ爲特ニ派遣セラルル艦船ニ要スル療用品費、薬剤費、傳染病豫防及消毒
諸費並ニ依託患者費
- (四) 特命ニ依ル療用品費、薬剤費、病室諸費、傳染病豫防及消毒諸費、依託患者費
並ニ雜費
- (五) 備給臨時軍事費支辨ノ者ニ要スル療用品費、薬剤費、病室諸費、傳染病豫防及
消毒諸費、依託患者費並ニ雜費
- (六) 俘虜給養規程第五條ニ依リ要スル分

1855

(七) 臨時使用スル傭人ノ給料及雜費

(八) 軍需品整備ニ要スル療用品費、藥劑費及雜費

七 軍港要港費

- (一) 特命ニ依ル港用品費
- (二) 特ニ要スル傭給及浚渫費

八 艦營費

(一) 特命ニ依ル艦營需品、燃料及保管運搬費、
 (二) 特設艦船部隊、木更津海軍航空隊本隊及鹿屋海軍航空隊本隊ニ要スル雜給及雜

費

(三) 第二、第四、第五艦隊ノ艦船部隊及支那方面艦隊附屬艦船部隊ニ要スル雜給及雜
 費

(四) 事變ノ爲特ニ派遣セラル艦船ニ要スル雜給及雜費

(五) 明治二十七年勅令第百三十六號及昭和十二年勅令第四百三十五號ニ依ル增給

(六) 特ニ要スル雜給及雜費

1858

(一) 特命ニ依ル測量班員ノ旅費、備給、備品費、材料費、舟車馬類備貨及運搬費
(二) 特ニ要スル圖誌製造用備給、材料費、備品費、出版費、雜件費其ノ他特ニ要ス
ル雜費

一〇 教育諸費

特命ニ依ル分

一一 接待費

(一) 第三、第四、第五艦隊ノ艦船及支那方面艦隊附屬艦船ニ要スル接待費

(二) 特命ニ依ル接待費

一二 機密費

特ニ要スル分

一三 船舶費

特命ニ依ル分

一六

1859

一四 營 繕 費

特命ニ依ル分

一五 戰時特別給與品費

大正七年勅令第三百九十五號ニ依リ給スル分

一六 雜 費

(一) 被召集員及戰死傷者ニ要スル離現役手當、死亡賜金、死亡手當及死傷手當
(二) 特命ニ依ル救恤品費其ノ他ノ雜件費

(三) 明治二十七年勅令第百三十六號及昭和十二年勅令第四百三十五號ニ依ル埋葬料

一七

1860

(四) 俘虜給養規程第四條及第七條ニ依リ要スル分

(五) 特命ニ依ル賠償金

(六) 特ニ要スル離現役手當、死亡賜金、死亡手當、死傷手當及埋葬料

一七 一時賜金

(一) 昭和二年勅令第五十七號ニ依ル一時賜金及昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依ル死歿者特別賜金

(二) 戰死傷者ニ要スル大正八年勅令第三百七十一號ニ依ル航空勤務遭難者保護賜金

一八 扶助金

服役延期者タル下士官及兵ノ家族ニ給スル分

一九

1862

第三條 本規程ニ定ムル事項ニシテ他ノ經費整理區分ニ定ムル事項ト競合スルモノニ付
テハ本規程ニ依ル

附 則 (昭和十二年九月
官房機密第三六五五號)

本規程ハ昭和十二年七月七日ヨリ之ヲ適用ス

ノ
昭和十二年官房機密第二九一九號、同第二九一九號ノ一、同第二九一九號ノ三及同第二
九一九號ノ四ハ之ヲ廢止ス

附 則 (昭和十三年四月
官房機密第一八七四號)

本規程ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

1863

1864

○艦船所在

▲印ハハホヲ
指定期要セズ

○四月九日前十時調

【横須賀】對馬▲愛宕▲大鯨▲夕張▲鳳翔▲
山城、五十鈴▲長門▲嚴島、春日、
澤風▲雷▲

呂六六▲
掃二▲

富士▲尻矢▲膠州▲隱戶

(飛龍)▲(劍璣)▲(高崎)▲

【長浦】太刀風、夕風、松風、春風、旗風、
夏雲、山雲、朝雲、帆風、沖風
呂五四、呂五五、呂五六、呂五七▲
呂五九▲呂五八、伊二四、伊二三
口掃六、掃五

【石川島】羽風▲

【横濱】高雄
(霞)▲
掃一▲掃三▲掃四▲

【浦賀】秋風▲

【大湊】神風、沼風、波風、野風

【函館】若竹

【吳】矢矧、韓崎、比叡、衣笠、青葉、長鯨▲
淀、加古、最上、天龍、大井、扶桑、

海軍公報(部内限)第二千八百八十二號 昭和十三年四月九日

龍驤▲

夕顔、吳竹、早苗、菊、葵、萩、浦波、
磯波、敷波、綾波、矢風

呂五一▲呂五三▲呂二六、呂二七▲
呂二八、呂三四、呂三三、伊五一▲
伊七一▲伊五三、伊五四、伊五六、
伊五七、伊五八、伊七一、伊七三、
伊五五

雉、鳩
(攝津)▲(室戸)

(千歲)▲(千代田)▲
古鷹▲

(峯雲)▲
(伊八)▲(伊七五)▲

【天阪】

呂六四▲

【相生】

常磐▲
(伊八)▲(伊七五)▲

【因ノ島】

石廊▲
朝風▲

【江田内】
平戸、浅間

【舞鶴】
吾妻▲八重山

(霞)▲
伊五二
口初雪▲白雪▲吹雪▲臘月

1865

海軍公報（部内限）第二千八百八十二號 昭和十三年四月九日

三八〇

朝風、口若葉、初霜、子日、初春、口大潮、
滿潮、朝潮、荒潮、峯風、彌生、如月▲
呂三〇▲呂三一▲呂三二▲呂三三▲呂六〇▲
呂六一▲呂六二▲呂六三▲呂六四▲呂六五、
口呂六六、呂六七、伊一、伊六五、伊六六、
伊六七、伊一、伊六八、伊六九、伊七〇、伊六八

敷島、佐多、野島
(伊七四)▲

【長崎】(利根)▲(筑摩)▲
寺島水道、口陸奥、伊勢、日向、△霧島、金剛、△那珂、
鬼怒、△川内、△迅鷺、口鳥海、摩耶、
△熊野、三隈、鈴谷、△神通、△阿武隈、△蒼龍

口夕立、五月雨、村雨、春雨、口白露、時雨、
有明、夕暮、口江風、山風、海風、涼風、
口睦月、卯月、口臘、曙、潮、口天霧、朝霧、
夕霧、口白雲、薄雲、叢雲、東雲、
口伊一、伊三、口伊六、伊四、伊五、伊七、
伊六三、伊五九、伊六〇、口伊六一、
伊六二、伊六四、口伊七〇、伊六八、伊六九

鶴見、間宮、鳴戸

【鎮海】口葦、柿、榆
【作業地】口出雲、△龍田、△安宅、嵯峨、鳥羽、勢多、
堅田、比良、保津、熱海、二見、△木曾、
白鷗、口沖島、足柄、多摩、△球磨、口妙高、

△長良、神威、△能登呂、勝力、△加賀、
駒橋、栗、梅、蓮、櫻、電、口曉、狹霧、鍵、
口薄、藤、葛、口芙蓉、朝顔、刈萱、口菊月、
夕月、望月、三日月、口蓼、菱、蓬、口島風、
灘風、汐風、口疾風、追風、口文月、
水無月、長月

口伊二一、伊二二

△千鳥、初雁、友鶴、眞鶴、口鶴、鶴、鴻、
隼、口雁、鶲、
口掃一六、掃二三、掃一四、掃一五、掃一七、
掃一八

朝日、早朝、襟裳、洲崎、知床

【航海中】
△八雲、磐手、(八日神社發—佐世保)
△羽黒、(八日鹿兒島發—佐世保)

(辭令公報添)

1866

海軍公報

(部内限) 第一千八百八十三號

昭和十三年四月十一日(月)

海軍大臣官房

○令達

官房第一六〇五號
昭和十三年度北海方面其他艦艇派遣諸費整理規程左ノ
通定ム

昭和十三年四月一日

海軍大臣

昭和十三年度北海方面其他艦艇派遣
諸費整理規程

第一條 北海方面其他艦艇派遣諸費ヲ以テ經費ヲ支辨
スベキ各部左ノ通指定ス

一、第一驅逐隊(野風、沼風、波風、神風)

二、前號以外ノ關係各廳

第二條 前條ニ指定ノ各部ニ要スル經費中左ノ各號ニ
該當スルモノヲ北海方面其他艦艇派遣諸費支辨トス

一、雜給及雜費

(一) 北海方面派遣各艦艇ヨリノ赴任旅費、轉勤轉

海軍公報(部内限) 第二千八百八十三號 昭和十三年四月十一日

三八一

(二) 乘旅費及同上ヘノ赴任旅費、轉勤轉乘旅費
特命ニ依ル出張旅費

(二) 衣糧費

(一) 特命ニ依ル分

(一) 特命ニ依ル分

(一) 特命ニ依ル分

(一) 艦營費

(一) 特命ニ依ル分

(一) 水路費

(一) 特命ニ依ル分

(一) 費支辨期間ハ任務期間中ニ限ル

第三條 北海方面派遣艦艇ノ北海方面其他艦艇派遣諸
費支辨期間ハ任務期間中ニ限ル

官房機密第一八七四號ノ二
臨時軍事費特別會計歲出科目中左ノ通追加ス

昭和十三年四月八日

1867

海軍公報(部内限)第二千八百八十三號 昭和十三年四月十一日

三八二

款 (臨 事 費 時)	項 (海 軍 臨 時 費)	目 (俸 給)	節 (營 繕 費)	海 軍 大 臣	
				將官俸 給	雜 費
妻外國在勤者 加俸	八五	職務加俸	八六	官房機密第一九四二號 海軍練習航空隊教育綱領中左ノ通改正ス 昭和十三年四月十一日	官房機密第一九四二號 海軍練習航空隊教育綱領中左ノ通改正ス 昭和十三年四月十一日
要港費	一〇	備品費	一〇	内令掲 要登載	内令掲 要登載
諸教費	一〇	浚渫費	一〇	作場費	作場費
通信運搬費	一〇	筆紙墨文具	一〇	ム一	ム一
消耗品	タ八	備品費	タ六	ラ五	ラ五
ラ一	タ八	筆紙墨文具	タ七	ラ六	ラ六

第十四條 高等科整備術練習生ノ教育ハ普通科整備術練習生教程ト相連絡シ其ノ専修別ニ從ヒ飛行機又ハ計器ノ整備取扱ニ關スル技能ヲ修得セシメ併セテ下士官タルニ必要ナル德性及智識ヲ涵養セシメ重要ナル整備業務ニ充テ其ノ職務ヲ遂行スルニ遺憾ナカラシムルヲ目的トス之ニ課スペキ科目左ノ如シ

第一 飛行機整備術ヲ專修セシムベキ者

一 航空工學
本 科

航空理論、飛行機機體ノ構造及作動、航空發動機理論、航空發動機ノ構造及作動、燃料及潤滑油、飛行機材料、計器、飛行機性能試驗法、圖學、工用數學、理化學大意（電氣及力學ヲ主トス）	二 整備術
飛行機機體整備法及應急修理法、航空發動機整備法及應急處置法、計器整備法、落下傘整備法、飛行機急處置法、計器整備法、落下傘整備法、飛行機及之ガ材料ノ經理及檢查	三 修補
飛行機ノ整備及修補ニ必要ナル金屬、非金屬及電機工業	四 航空要務
飛行機取扱法、飛行基地設備法、保安警戒ニ關スル事項、射出機及其ノ他ノ發着、艦裝置、飛行ニ必要ナル諸法規、航空機同乗	五 兵器學
(イ) 射擊理論大要、射擊兵器ノ使用法及整備法、射擊法ノ大要 (ロ) 攻擊、通信、空中航法及寫真兵器ノ構造取	六 訓育
(イ) 國體觀念ノ確得ニ資スベキ現代文ノ講讀、作文 (ロ) 修養陶冶ニ資スベキ國史梗概、顯著ナル事歴及外國歴史トノ對照 司令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル補修教育ヲ課スルモノ	七 軍事學
(イ) 歷史 (ロ) 國語 補科	八 普通學

海軍公報（部内限）第二千八百八十三號 昭和十三年四月十一日

三八四

ノトス	第二 計器整備術ヲ專修セシムベキ者	六 訓育
一 航空工學	一 航空工學	(イ) 精神教育
計器理論、計量物理學、電氣學、計器及航空用 電氣兵器竝ニ發着艦裝置ノ構造及作動、航空理 論及發動機理論ノ大要、飛行機性能試驗法、圖 學、工用數學	計器理論、計量物理學、電氣學、計器及航空用 電氣兵器竝ニ發着艦裝置ノ構造及作動、航空理 論及發動機理論ノ大要、飛行機性能試驗法、圖 學、工用數學	勅諭勅語、國體、國民道德、軍人道德、統率 及教育ノ要義及方法
二 整備術	二 整備術	(ロ) 教練
計器整備法、航空用電氣兵器整備法、發着艦裝 置整備法、裝備法、飛行機整備法大要	計器整備法、航空用電氣兵器整備法、發着艦裝 置整備法、裝備法、飛行機整備法大要	陸戰教練、短艇操縱法、體育
三 修補	三 修補	七 軍事學
計器ノ整備ニ必要ナル精密工業及電機工業	計器ノ整備ニ必要ナル精密工業及電機工業	國防ノ本義、帝國海軍軍制及海軍史ノ概要、列 國海軍ノ現狀概要、帝國陸軍一般、服務ニ必要 ナル諸法規（職員服務規程、海上衝突豫防法、 禮式令、旗章令等）中須知事項、艦船保存整備 法
四 航空要務	八 普通學	
飛行機取扱法、飛行基地設備法、保安警戒ニ關 スル事項、飛行ニ必要ナル諸法規、航空機同乘	(イ) 歷史 修養陶冶ニ資スベキ現代文ノ講讀、作文 補科	國體觀念ノ確得ニ資スベキ國史梗概、顯著ナ ル事歴及外國歴史トノ對照
五 兵器學	(ロ) 國語	
(イ) 射擊理論大要、射擊兵器ノ使用法及整備法、 射擊法ノ大要	修養陶冶ニ資スベキ現代文ノ講讀、作文 補科	司令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル補修教育ヲ課スルモ ノトス
(ロ) 攻擊、通信、空中航法及寫真兵器ノ構造取 扱及機上裝備法		

1870

○辭令

氣象臺技師 伊藤 小三郎
第四艦隊ニ於ケル氣象事務ヲ嘱託ス（三月二十五日海軍省）

通信書記 平 信利
第二海軍軍用郵便所所員ヲ免シ第一海軍軍用郵便所
所員ヲ命ス（四月同）

○雜款

○司令驅逐艦變更
第四十一驅逐隊司令ハ四月九日司令驅逐艦ヲ一時夏雲
ヨリ朝雲ニ變更セリ

第十五驅逐隊司令ハ四月十日司令驅逐艦ヲ一時薄ヨリ
萬ニ變更セリ

○郵便物發送先
第十四航空隊宛

鹿兒島縣肝屬郡鹿屋町

鹿屋海軍航空隊内

軍艦白鷗宛

當分ノ間 吳

驅逐艦夕風宛
浦賀船渠株式會社氣付
自今

○書類發送先
當隊伊號第二潛水艦ハ當分ノ間單獨ニテ佐世保在泊ニ
付第七潛水隊宛書類ニシテ各艦ニ關係アル分ハ直接同
艦ニ送付相成度
(第七潛水隊)

朝風、口若葉、初霜、子日、初春、口大潮、 満潮、朝潮、荒潮、峯風、彌生▲如月▲、 口文月、長月	口白雲、薄雲、霞雲、東雲 口伊二、伊二二、口伊一、伊三、口伊六、 伊四、伊五、伊七、口伊六三、伊五九、 伊六〇、口伊六一、伊六二、伊六四、 伊七〇、伊六八、伊六九
呂三〇▲呂三一▲呂三二▲呂六〇▲ 呂六一▲呂六二▲口呂六七、呂六五、 口伊六五、伊六六、伊六七、伊二 敷島▲佐多、野島、洲崎 (伊七四)▲(筑摩)▲	口千鳥、初雁、友鶴、眞鶴、口鶴、鶴、鴻、 隼、口雁、鷺 口掃一六、掃一三、掃一四、掃一五、掃一七、 朝日、早鞆、櫻裳、知床、鳴戸、鶴見、問宮
【長崎】 【作業地】口出雲、△龍田、△安宅、嵯峨、鳥羽、勢多、 堅田、比良、保津、熱海、二見、△木曾、 白鷗、口沖島、足柄、△球磨、口多摩、妙高、 △長良、神威、△能登呂、勝力、△加賀、 駒橋、口陸奥、伊勢、日向、△織島、金剛、 △那珂、鬼怒、由良、△川内、△迅鯨、口鳥海、 廢耶、△熊野、三隈、鈴谷、△神通、 △阿武隈、△蒼龍	口掃一八 △八雲、磐手(八日神社發—佐世保) 口夏雲、山雲、朝雲(九日長浦發—室蘭) 口呂六三、呂六八(九日佐世保發—紀伊水道)
栗、梅、蓮、響、電、口曉、狹霧、漣、 口蓆、薄、藤、口芙蓉、朝顏、刈萱、口菊月、 夕月、望月、三日月、口蓼菱、蓬、口島風、 灘風、汐風、口疾風、追風、水無月、口夕立、 五月雨、村雨、春雨、口白露、時雨、有明、 夕暮、口江風、山風、海風、涼風、口陸月、 卯月、口脯、曙、潮、口天霧、朝霧、夕霧、	

1873

海軍公報（部内限）號外

昭和十三年四月十一日（月）

海軍大臣官房

官房第一九一六號
昭和十三年四月九日

海軍大臣

○令達

關係各所屬長官殿

皇族妃殿下御差遣ニ關スル件訓令

今般 皇后陛下恩召ヲ以テ各妃殿下ヲ別紙御日程ニ依

リ御差遣相成リ今次支那事變ニ依ル戰傷病者ヲ御慰問
被爲在併セテ各地ニ於ケル銃後ノ援助事業概況ヲ御聽
取被遊候ニ付海軍病院、要港部病院ニ御差遣ノ際ニ於
ケル海軍儀禮ハ左記ニ依ル義ト心得ベシ尙細項ニ關シ
テハ軍務局長ヲシテ必要ノ都度所要ノ向ニ通牒セシム

一、御資格

御途中並ニ御成先ニ於テハ總テ御差遣皇族（御名代
ニアラズ）ノ御資格ヲ以テ御取扱申上グルコト

海軍公報（部内限）號外

二、儀禮

(1) 鎮守府要港部所在地ニ初メテ御著ノトキニ限
リ海軍禮式令所定ノ儀仗隊ヲ供ス

(2) 御泊所ニ對スル儀仗衛兵ハ之ヲ供セズ

三、迎送式

鎮守府要港部所在地ニ初メテ御著ノトキニ限リ海
軍禮式令所定ノ迎送式ヲ行フ

四、伺候式

伺候式ハ之ヲ行ハズ但シ御宿泊ノトキハ鎮守府司
令長官、要港部司令官ハ官爵氏名ヲ記シタル名刺
ヲ御泊所ニ呈スルモノトス

五、禮砲及敬禮

海軍禮砲令第二十三條ノ皇禮砲及海軍禮式令第六
十五條又ハ同令第七十九條ノ敬禮ハ之ヲ行ハズ

六、滿艦飾

滿艦飾ハ之ヲ行ハズ

1874

海軍公報（部内限）號外

(六)

海軍病院（要港部病院）ニ於ケル奉迎送
ハ左ノ通トス

鎮守府司令長官（要港部司令官）又ハ代理者
幕僚

病院長

病院職員

軍樂隊（鎮守府所在地ニ限ル）

三、拜謁

(一) 單獨拜謁

鎮守府司令長官（要港部司令官）又ハ代理者
鎮守府軍醫長

病院長

地方長官（此ノ時期迄ニ拜謁ノ機會無キ場合）

(二) 列立拜謁

當該病院勤務委任官及同待遇者

四、病院ノ概要言上

病院長ハ列立拜謁後御座所ニ於テ病院現狀特ニ事變

關係戰傷病者ノ概要ヲ言上ス（約二分間）

鎮守府司令長官（要港部司令官）又ハ代理者、鎮守
府軍醫長侍立ス

五、病院内ノ御巡行

(一) 御巡行ノ際ニ於ケル扈從者
鎮守府司令長官（要港部司令官）又ハ代理者

參謀長

鎮守府軍醫長

地方長官

病院長御先導 部長御先行

(二) 御巡行時戰傷病者ノ附添家族ハ特ニ思召ニ依リ
病室內ニ在ラシムルコトヲ得

(別紙) 第一御差遣御日程

御差遣宮 賀陽宮恒憲王妃敏子殿下

五月十 日 上野驛御發

十三日 北海道へ

十五日 札幌陸軍病院

北海道廳

旭川陸軍病院定山溪臨時轉地療養

同十九日

上野驛御著御歸還

1875

第二御差遣御日程

御差遣宮 昌徳宮李王娘妃方子女王殿下

五月一
日

上野驛御發
岩手、青森、秋田、山形、新潟ノ各縣下へ

二 日 盛岡陸軍病院

岩手縣廳

青森陸軍病院
青森縣廳

弘前陸軍病院
同 碇ヶ關臨時轉地療養所

三 日 同

仙臺陸軍病院
秋田縣廳

四 日 同

福島陸軍病院
山形縣廳

五 日 同

新潟陸軍病院
新潟縣廳

六 日 同

高田陸軍病院
上野驛御著御歸還

七 日 同 分病室

海軍公報（部内限）號外

第三御差遣御日程

御差遣宮 北白川宮故成久王妃房子内親王殿下

五月七
日

上野驛御發
宮城、福島各縣下へ

八 日 同 仙臺陸軍病院
同 宮城野原分院

九 日 宮城縣廳

十一日 仙臺陸軍病院川渡臨時轉地療養所

十二日 同 飯坂分院

十三日 同 福島縣廳

十四日 若松陸軍病院

十五日 上野驛御著御歸還

第四御差遣御日程
御差遣宮 東久邇宮稔彦王妃聰子内親王殿下

五月十六
日

上野驛御發
群馬、栃木、茨城ノ各縣下へ

高崎陸軍病院
同 赤十字病院

十七日 群馬縣廳

十八日 栃木縣廳

1876

海軍公報（部内限）號外

十九日	宇都宮陸軍病院	三島陸軍病院
二十日	同 戸祭臨時分院	同 靜岡陸軍病院
	水戸陸軍病院	練兵場臨時分院
	茨城縣廳	同 靜岡縣廳
二十九日	水戸陸軍病院赤十字病院	静岡陸軍病院赤十字病院
	上野驛御著御歸還	同 練兵場臨時分院
三十日	同 濱松陸軍病院	同 靜岡陸軍病院
	豊橋陸軍病院	同 靜岡陸軍病院
五月一 日	同 高師原臨時分院	同 靜岡陸軍病院
三十一日	名古屋陸軍病院	同 靜岡陸軍病院
	同 東練兵場臨時分院	同 靜岡陸軍病院
五月一 日	同 臨時名古屋第二陸軍病院	同 靜岡陸軍病院
	同 名古屋陸軍病院赤十字病院	同 靜岡陸軍病院
	愛知縣廳	同 靜岡陸軍病院
二 日	岐阜陸軍病院	同 靜岡陸軍病院
	同 各務原分院	同 靜岡陸軍病院
三 日	名古屋陸軍病院下呂臨時轉地療養所	同 靜岡陸軍病院
四 日	東京驛御著御歸還	同 靜岡陸軍病院
二十七日	午前九、二〇 御泊所（伊東）御發	同 靜岡陸軍病院
	自動車（二、四〇）	同 靜岡陸軍病院
◎渾海軍病院	正午御著	同 靜岡陸軍病院
	自動車（二、三〇）	同 靜岡陸軍病院
二十八日	午後二、〇〇 御發	同 靜岡陸軍病院
	（内、一〇〇） （御食食）	同 靜岡陸軍病院
	午後四、三〇 御泊所（湯ヶ島）御著	同 靜岡陸軍病院
	自動車（二、三〇）	同 靜岡陸軍病院
	湯ヶ島御泊（落合樓）	同 靜岡陸軍病院
二十九日	豐橋陸軍病院吉奈臨時轉地療養所	同 靜岡陸軍病院
三十日	御差遣宮	同 靜岡陸軍病院
二十六日	御差遣宮 伏見宮博義王妃朝子殿下	同 靜岡陸軍病院
二十七日	東京驛御發	同 靜岡陸軍病院
	靜岡、愛知、岐阜ノ各縣下ヘ	同 靜岡陸軍病院
	臨時東京第一陸軍病院熱海分院	同 靜岡陸軍病院
	同 伊東臨時轉地療養所	同 靜岡陸軍病院
	伊東御泊（川奈觀光ホテル）	同 靜岡陸軍病院
二十八日	御差遣宮 竹田宮恒徳王妃光子殿下	同 靜岡陸軍病院

四

1877

五月五日	東京驛御發 福井、石川、富山、長野、山梨ノ 各縣下へ
六日	敦賀陸軍病院 鯖江陸軍病院
七日	福井臨時分院 赤十字病院
八日	金澤陸軍病院山代分院 山代臨時轉地療養所
九日	同 金澤陸軍病院
十日	西町臨時分院
十一日	出羽町臨時分院 石川縣廳
十二日	赤十字病院 富山縣廳
十三日	長野縣廳 宇都宮陸軍病院上山田轉地療養所
十四日	奈良陸軍病院 奈良縣廳
十五日	和歌山陸軍病院 和歌山縣廳
十六日	大阪陸軍病院自濱臨時轉地療養所 臨時大津陸軍病院
十七日	滋賀縣廳
十九日	京都陸軍病院 京都府廳
二十日	京都陸軍病院高野川臨時分院

第七御差遣御日程

十四日 松本陸軍病院
十五日 甲府陸軍病院
十六日 山梨縣廳
新宿驛御著御歸還

御差遣宮

東伏見宮故依仁親王妃周子殿下
四月十二日 東京驛御發
三重、奈良、和歌山、滋賀、京都、
大阪各府縣下へ

十四日

奈良陸軍病院
奈良縣廳

十五日

和歌山陸軍病院
和歌山縣廳

十六日

大阪陸軍病院自濱臨時轉地療養所
臨時大津陸軍病院

十七日

滋賀縣廳

十九日

京都陸軍病院
京都府廳

1878

海軍公報（部内限）號外

六

京都陸軍病院赤十字病院	四月十二日 東京驛御發
午後一、五〇 京都驛御發	兵庫、鳥取、島根ノ各縣下へ
同 四、四一 新舞鶴驛御著	十三日 兵庫縣廳
同 四、五一 御泊所御著	十四日 篠山陸軍病院
舞鶴御泊（水交社）	姫路陸軍病院
二十一日（木）	同 分病室
午前九、〇五 御泊所御發 自動車（五）	同 赤十字病院
◎舞鶴要港部病院 午前九、一〇御著（一、〇〇）	十五日 大阪陸軍病院若屋分院
福知山陸軍病院 午前一、五〇御著（自動車一、四〇）	十六日 鳥取陸軍病院
大阪御泊（新大阪ホテル）	同 赤十字病院
二十二日	鳥取縣廳
同 高槻分院	十七日 松江陸軍病院皆生臨時轉地療養所
同 金岡分院	十八日 松江陸軍病院赤十字病院
同 信太山分院	島根縣廳
二十三日	東京驛御着御歸還
二十四日	大阪府廳
第八御差遣御日程	竹田宮故恒久王妃昌子内親王殿下
御差遣宮 東久邇宮稔彦王妃聰子内親王殿下	四月十二日 東京驛御發
御差遣宮 東久邇宮稔彦王妃聰子内親王殿下	山口、廣島、岡山ノ各縣下へ

第九御差遣御日程

1879

十三日	山口陸軍病院	二十日	岡山縣廳
十四日	山口陸軍病院赤十字病院	二十一日	東京驛御著御歸還
十五日	山口縣廳		
十六日	廣島陸軍病院湯田轉地療養所		
十七日	下關陸軍病院		
午後〇、一三	廣島縣廳		
同〇、五九	廣島御泊（吉川旅館）		
	午後〇、一三 廣島驛御發		
	同〇、五九 吳驛御著		
	自動車（六）		
◎吳海軍病院	午後一、〇五御著（三、二五〇）		
同四、三九	吳驛御發		
同五、一一	廣島驛御著		
同四、三九	廣島御泊（吉川旅館）		
十八日	福山陸軍病院		
十九日	岡山陸軍病院		
同	同 分院		
同	赤十字病院		
	自動車（九）		
	十四日	香川、德島、高知、愛媛ノ各縣下へ	
	同	善通寺陸軍病院	
	同	善通寺臨時第一分院	
	同	丸龜分院	
	同	赤十字病院	
	同	高知陸軍病院	
	同	高知縣廳	
	同	松山陸軍病院	
	同	愛媛縣廳	
	同	赤十字病院	
	十八日	善通寺陸軍病院道後臨時轉地療養所	

1880

海軍公報（部内限）號外

八

二十一日	東京驛御著御歸還	二十三日	午後〇、〇八 肥前山口驛御發
第十一御差遣御日程	御差遣宮 梨本宮守正王妃伊都子殿下	同	五、五七 大分驛御著
四月十八日	東京驛御發	同	自動車（二三）
十九日	小倉陸軍病院	別府御泊（日奈子旅館）	同六、二〇 御泊所御著
二十日	福岡陸軍病院	二十四日	大分陸軍病院
二十一日	久留米陸軍病院武藏臨時轉地療養所	大分縣廳	午後一、〇〇御著（一、〇〇）
二十二日	久留米陸軍病院佐賀臨時分院	同	二、〇〇御發（一、〇〇）
同二、〇五	佐賀縣廳	自動車	（二一〇）
午後一、二二	佐賀驛御著	○別府海軍病院	午後二、一〇御著（一、〇〇）
午後一、二二	佐賀驛御著	同	三、二〇御發（一、〇〇）
自動車（三五）	別府御泊（日奈子旅館）	自動車	（二一〇）
○嬉野海軍病院	午後二、四〇御著（一、〇〇）	二十五日	小倉陸軍病院別府臨時轉地療養所
同三、四〇御發（一、〇〇）	午後三、四〇 御著所御著	小倉陸軍病院別府臨時轉地療養所	
自動車（三五）	自動車（二一四）	午後六、二〇 御泊所御發	
午後四、一五	御泊所御著	同	六、四四 別府驛御發
武雄御泊（東京館）		二十七日	東京驛御著御歸還

第十二御差遣御日程

御差遣宮 久邇宮故邦彥王妃倪子殿下

四月十八日 東京驛御發

長崎、熊本、鹿兒島、宮崎ノ各縣
下へ

十九日

午後二、二五 佐世保驛御著

自動車(一〇)

同二、三五 御泊所御著

佐世保御泊(水交社)

二十日

午前八、五〇 御泊所御發

自動車(五)

◎佐世保海軍病院

午前八、五五御著(一、五)

自動車(三〇)

午前一、〇〇 早岐驛御發

大村陸軍病院

長崎縣廳

二十二日 熊本陸軍病院

同 臨時藤崎分病室

熊本縣廳

海軍公報(部内限)號外

二十三日 熊本陸軍病院日奈久臨時轉地療養所

二十四日 鹿兒島陸軍病院

鹿兒島縣廳

二十六日 都城陸軍病院

宮崎縣廳

二十七日 東京驛御著御歸還

二十九日 御日歸御差遣

東京府

臨時東京第一陸軍病院

臨時東京第一陸軍病院赤十字病院

東京第二陸軍病院

東京第二陸軍病院成城臨時分院

東京第二陸軍病院大藏臨時分院

陸軍軍醫學校

立川陸軍病院

立川陸軍病院分病室

東京府廳

神奈川縣

臨時東京第三陸軍病院

1882

海軍公報（部内限）號外

◎ 横須賀陸軍病院
神奈川縣廳

埼玉縣

所澤陸軍病院

千葉縣

千葉陸軍病院

千葉陸軍病院亥鼻分院

下志津陸軍病院

習志野陸軍病院

國府臺陸軍病院

佐倉陸軍病院野狐臺臨時分院

千葉縣廳

海軍公報

(部内限) 第二千八百八十四號

昭和十三年四月十二日(火)

海軍大臣官房

○通牒

經契第三號ノ四四〇

昭和十三年四月一日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

陸上照明用「タンクスラン」電球購買

合併契約ノ件通牒

首題ノ件ニ關シ左記ノ通 東京電氣株式會社ト契約締結
致候條左ニ依リ處理相成度

左記

一三契雜第壹號

契約書

海軍省經理局長村上春一(以下甲ト稱ス)ハ別紙記載

ノ陸上照明用「タンクスラン」電球(以下本品ト稱ス)
購買ニ關シ供給者東京電氣株式會社取締役社長山口喜
三郎(以下乙ト稱ス)ト契約スルコト左ノ如シ

海軍公報(部内限) 第二千八百八十四號 昭和十三年四月十二日

三八九

第一條 乙ハ昭和拾參年四月壹日以降昭和拾四年參月
參拾壹日ニ至ル期間海軍各廳ノ註文ニヨリ別紙記載
單價ヲ以テ本品ヲ供給スルモノトス

第二條 本品規格ハ日本電氣工藝委員會制定標準仕様
書ニヨルモノトス

第三條 海軍各廳本品ノ供給ヲ受ケントストキハ品
種、數量、納期、納入場所其ノ他必要ナル事項ヲ記
載シタル註文書(様式甲)ヲ乙ニ送付ス

第四條 乙ハ前條ノ註文書ヲ受ケタルトキハ購買番
號、單價、代價其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル承
諾書(様式乙)ヲ註文者ニ提出スルモノトス

第五條 本品納入地ニ到着シタルトキハ受領廳ニ於テ
必要ト認ムル検査ヲ行ヒ合格ノ上之カ引渡フ受クル
モノトス

第六條 乙ハ本品ノ納入ヲ終リタルトキハ内譯明細書
ヲ附シタル代金請求書ヲ受領廳ニ提出スルモノトス
分割納入ノ場合ニアリテハ前項ニ準シ請求書ヲ提出

1884

海軍公報（部内限）第二千八百八十四號

昭和十三年四月十二日

三九〇

スルコトヲ得

第七條 本品代價ハ前條ニ依リ代金請求書受理後拾五

日以内ニ當該支出官ニ於テ支拂フモノトス

第八條 乙ハ當該支出官ノ承諾ヲ受タルニ非サレハ本

契約ニ因リテ生スル債權ヲ第三者ニ譲渡スルコトヲ

得サルモノトス

第九條 甲ハ必要ト認ムル場合ニハ甲ノ指定スル官吏

ヲシテ本品ノ原價ヲ調査セシムルコトアルヘシ此ノ

場合乙ハ官ニ於テ必要ト認ムル資料ヲ提出スルモノ

トス

第拾條 本契約ニ明掲ノ外ハ海軍契約規程並同施行手

續ニ依ルモノトス

右契約ヲ證スル爲メ本書貳通ヲ作り各自記名捺印シテ

各其ノ壹通ヲ保有スルモノナリ

昭和拾參年四月壹日

海軍省經理局長 村 上 春 一

川崎市堀川町七拾貳番地

東京電氣株式會社 取締役社長 山 口 喜 三 郎

(別紙二葉添)

特修兵ノ服役ニ關スル件申進

昭和十三年官房第一五一九號ニ依ル陸上攻撃機機上電
信員教育修了者ニハ航空勳章(偵察)ヲ付與セラル
モ之ガ爲服役ノ義務ハ生ゼザル義ニツキ了知相成度

○辭令

海軍技師 山 縣 文次郎(艦本監)

驅逐艦峯雲審議委員ヲ命ス

海軍造船少佐 玉 崎 坦

驅逐艦峯雲審議委員ヲ免ス(以上^{内閣}海軍艦政本部)

○雜款

○旗艦變更
第四艦隊司令長官ハ四月十一日旗艦ヲ一時沖島ヨリ足
柄ニ變更セリ

1886

○艦船所在

▲印ハハホノ
指定ヲ要セズ

○四月十二日午前十時調

【横須賀】對馬、愛宕、大鯨、夕張、鳳翔、

山城、五十鈴、長門、春日、澤風、

■雷、早苗、
呂六六、
掃二、
富士、尻矢、膠州、
(飛龍)、(劍埼)、(高崎)、
帆風、沖風、
呂五四、呂五五、呂五六、呂五七、
呂五九、
呂五八、伊二四、伊二三、
■掃六、掃五、
羽風、
芝浦、嚴島、
横濱、高雄、
浦賀、秋風、
(霞)、
大湊、神風、沿風、波風、野風、
大泊、
國蘭、夏雲、山雲、朝雲、
室蘭、若竹、

【吳】

矢矧、韓崎、比叡、衣笠、青葉、長鯨、
淀、加古、最上、天龍、大井、扶桑、
龍驤、
夕顏、吳竹、
夕菊、葵、萩、
浦波、磯波、
敷波、綾波、矢風、
呂五一、呂五三、呂三六、呂二七、
呂二八、
呂三四、呂三三、伊五一、
伊七一、
伊五三、伊五四、伊五六、
伊五七、伊五八、
伊七一、伊七三、
伊五五、
伊六四、
伊八、伊七五、
千歳、(千代田)、
古鷗、
(峯雲)、
櫛津、室戶、
相生、常磐、
因ノ島、朝風、
江田内、石廊、
佐伯、雉、
舞鶴、吾妻、八重山、
伊五二、
初雪、白雪、吹雪、臘月、

【佐世保】赤城、櫻名、那智、北上、名取、[△]羽里
△八雲、磐手

梨今竹今匪

朝風、**巳**若葉、初霜、子日、初春、**巳**大潮、
滿潮、朝潮、荒潮、峯風、彌生、如月▲
巳文月、長月、水無月

呂六一、呂六二、呂六三、呂六四、呂六五、
伊六五、伊六六、伊六七、伊二

別説金瓶梅

【長崎】(利根)▲(筑摩)▲
【鎮海】■葦、柿、榆

呂六三、呂六八

【作業地】□出雲、△龍田、△安宅、嵯峨、鳥羽、勢多、

堅田、比良、保津、熱海、二見、△木曾、
白鷹、口足柄、沖島、△球磨、口多摩、妙高、
△長良、神威、△能登呂、勝力、△加賀、
駒橋、口陸奥、伊勢、日向、△鬆島、金剛、
△那珂、鬼怒、由良、△川内、△迅鯨、口鳥海、
摩耶、△熊野、三隈、鈴谷、△神通、
△阿武隈、△蒼龍、
栗、梅、蓮、櫻、電、口曉、狹霧、漣、
口葛、薄、藤、口芙蓉、朝顏、刈萱、口菊月、

〔航海中〕

二日橫須賀發—羅府

▷千鳥、初雁、友鶴、眞鶴、
隼、巨鴈、鷺
巳掃一六、掃二三、掃一四、掃一五、掃一七、
掃一八

日伊三、**伊三**、**日伊三**、**伊四**、**伊五**、**伊七**、**日伊六三**、**伊五九**、**伊六〇**、**日伊六一**、**伊六二**、**伊六四**、**日伊七〇**、**伊六八**、**伊六九**

夕月、望月、三日月、𠂇蓼、菱、蓬、𠂇島風、
灘風、沙風、𠂇疾風、追風、𠂇夕立、
五月雨、村雨、春雨、𠂇白露、時雨、有明、

(號外三頁、別紙二葉添)

1888

樣式甲

(美濃紙半葉)

番號

昭和 年 月 日

註文者

御中

陸上照明用「タンクスラン」電球註文書

契約番號		納入場所						
納期								
V	W(CP)	型 茄子 洋梨	艶 透明 消別	捺 込 插入 別	個數	單價	代價	
計								

(昭和十三年四月十二日公報(部内限)別紙)

1889

昭和 年 月 日

番號樣式

樣式乙 (美濃紙半葉)

株 式 會 社

御中

陸上照明用「タングステン」電球御註文承諾書

但シ納期ハ本表申出通御承認被下度願上候

189

(別紙)

陸上照明用電球單價表

(昭和十三年五月十二日公報(新支那)號第)

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>